

## 第5期 中間決算公告

2025年12月22日

三重県四日市市西新地7番8号  
株式会社 三十三銀行  
取締役頭取 道廣剛太郎

中間貸借対照表（2025年9月30日現在）

(単位：百万円)

科 目	金額	科 目	金額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	402,702	預 金	3,851,183
買 入 金 銭 債 権	1,386	譲 渡 性 預 金	102,100
商 品 有 価 証 券	54	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	15,100
金 銭 の 信 託	273	借 用 金	284,700
有 価 証 券	978,977	そ の 他 負 債	39,132
貸 出 金	3,086,121	未 払 法 人 税 等	1,747
外 国 為 替	5,571	リ 一 ス 債 務	386
そ の 他 資 産	21,610	資 産 除 去 債 務	262
そ の 他 の 資 産	21,610	そ の 他 の 負 債	36,736
有 形 固 定 資 産	26,809	賞 与 引 当 金	975
無 形 固 定 資 産	4,533	株 式 納 付 引 当 金	85
前 払 年 金 費 用	3,053	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	124
支 払 承 諾 見 返	12,397	偶 発 損 失 引 当 金	963
貸 倒 引 当 金	△ 17,458	繰 延 税 金 負 債	684
		再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	1,435
		支 払 承 諮	12,397
		負 債 の 部 合 計	4,308,882
		(純 資 産 の 部)	
		資 本 金	37,461
		資 本 剰 余 金	27,986
		資 本 準 備 金	15,000
		そ の 他 資 本 剰 余 金	12,986
		利 益 剰 余 金	135,018
		利 益 準 備 金	5,180
		そ の 他 利 益 剰 余 金	129,837
		固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	30
		別 途 積 立 金	71,604
		繰 越 利 益 剰 余 金	58,203
		株 主 資 本 合 計	200,465
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	15,557
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 3
		土 地 再 評 価 差 額 金	1,131
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	16,685
		純 資 産 の 部 合 計	217,150
資 産 の 部 合 計	4,526,033	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	4,526,033

## 中間損益計算書

〔 2025年4月 1日から  
2025年9月30日まで 〕

(単位：百万円)

科 目		金 額
経 常 収 益		36,697
資 金 運 用 収 益		25,530
( う ち 貸 出 金 利 息 )	(	20,134 )
( う ち 有 価 証 券 利 息 配 当 金 )	(	4,432 )
役 務 取 引 等 収 益		7,324
そ の 他 業 務 収 益		858
そ の 他 経 常 収 益		2,984
経 常 費 用		28,788
資 金 調 達 費 用		4,277
( う ち 預 金 利 息 )	(	3,827 )
役 務 取 引 等 費 用		2,335
そ の 他 業 務 費 用		2,567
當 業 経 常 費 用		18,430
そ の 他 経 常 費 用		1,176
経 常 利 益		7,908
特 別 利 益		19
特 別 損 失		230
税 引 前 中 間 純 利 益		7,697
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		1,790
法 人 税 等 調 整 額		88
法 人 税 等 合 計		1,879
中 間 純 利 益		5,818

## 個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

### 重要な会計方針

#### 1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

#### 2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っています。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

#### 3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っています。

#### 4. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 3年～50年

そ の 他 3年～20年

##### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（主として5年～10年）に基づいて償却しております。

##### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、零としております。

#### 5. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、資産の自己査定基準に基づき資産査定を実施し、判定した債務者区分と債権分類に応じて、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2022年4月14日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の直近3算定期間における平均値に基づき予想損失率を求め、算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額に対して、今後の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の直近3算定期間とより長期の過去の一定期間における平均値に基づき予想損失率を求め、そのいずれか高い方を用いて算定しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

また、破綻懸念先及び貸出条件緩和債権を有する債務者等で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部店及び審査所管部署が資産査定を実施し、当

該部署から独立した監査部が査定結果を監査しております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当中間期末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から損益処理

(4) 株式給付引当金

株式給付引当金は、役員株式給付規程に基づく当行の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）及び執行役員への株式会社三十三フィナンシャルグループ普通株式の給付等に備えるため、当中間期末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について、預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

(6) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度に基づく信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することによりヘッジの有効性を評価しております。

8. 重要な収益及び費用の計上基準

約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

## 注記事項

(中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額 5,636 百万円
2. 無担保の消費貸借契約（株式貸借取引）により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の株式に合計 5 百万円含まれております。  
また、使用貸借又は賃貸借契約により貸し付けている有価証券はありません。
3. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりあります。なお、債権は、中間貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるものであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	16,702 百万円
危険債権額	43,687 百万円
三月以上延滞債権額	209 百万円
貸出条件緩和債権額	3,825 百万円
合計額	64,425 百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

4. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は2,354百万円であります。
5. ローン・パーティションで、「ローン・パーティションの会計処理及び表示」（移管指針第1号 2024年7月1日）に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表上額は、2,000百万円であります。
6. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	323,929百万円
担保資産に対応する債務	
預金	16,153百万円
債券貸借取引受入担保金	15,100百万円
借用金	284,700百万円

上記のほか、為替決済及び公金事務取扱等の取引の担保として、有価証券 35,570 百万円及びその他の資産 436 百万円を差し入れております。

子会社、子法人等及び関連法人等の借入金等の担保として、差し入れている有価証券はありません。

また、その他の資産には、金融商品等差入担保金 845 百万円及び敷金・保証金 774 百万円が含まれております。

7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場

合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、526,562百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが453,179百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

8. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

1999年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法に基づいて、奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等合理的な調整を行って算出。

9. 有形固定資産の減価償却累計額 31,428百万円  
10. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は35,377百万円であります。  
11. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ（10）に規定する単体自己資本比率（国内基準）は、8.24%であります。

（中間損益計算書関係）

1. 「その他経常収益」には、株式等売却益2,921百万円を含んでおります。  
2. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額853百万円及び株式等売却損195百万円を含んでおります。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券 (2025年9月30日現在)  
該当ございません。
2. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 (2025年9月30日現在)  
該当ございません。

(注) 市場価格のない子会社・子法人等株式等の中間貸借対照表計上額

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式	4,703
組合出資金	933

3. その他有価証券 (2025年9月30日現在)

	種類	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表計 上額が取得原価を 超えるもの	株式	73,574	18,231	55,342
	債券	7,156	7,135	21
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	7,156	7,135	21
	その他	61,352	57,501	3,851
	外国債券	15,504	15,426	77
	その他	45,848	42,074	3,773
	小計	142,083	82,868	59,214
中間貸借対照表計 上額が取得原価を 超えないもの	株式	1,506	1,673	△ 166
	債券	628,864	660,658	△ 31,793
	国債	137,863	153,183	△ 15,320
	地方債	333,957	347,257	△ 13,300
	短期社債	—	—	—
	社債	157,043	160,216	△ 3,173
	その他	192,646	199,288	△ 6,641
	外国債券	153,693	157,334	△ 3,640
	その他	38,953	41,954	△ 3,001
	小計	823,017	861,620	△ 38,602
合計		965,101	944,488	20,612

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等及び組合出資金の中間貸借対照表計上額

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	2,190
非上場外国証券	11
組合出資金	6,037

組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

#### 4. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(市場価格のない株式等及び組合出資金を除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とともに、評価差額を当中間期の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しております。

当中間期に減損処理を行った有価証券はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、以下のとおりであります。

時価が取得原価に比べて、30%以上下落したものを「著しく下落した」とし、そのうち50%以上下落したもののは原則全額、30%以上50%未満下落したものは、回復可能性があると認められるもの以外について減損処理を行っております。

#### (金銭の信託関係)

その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(2025年9月30日現在)

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの (百万円)	うち中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの (百万円)
その他の金銭の信託	273	275	△ 1	—	△ 1

(注) 「うち中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

#### (税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

##### 繰延税金資産

貸倒引当金	5,079 百万円
有価証券減損処理	1,142
減損損失	446
減価償却	377
賞与引当金	340
その他	1,245
繰延税金資産小計	8,632
評価性引当額	△ 2,845
繰延税金資産合計	5,786
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	5,663
前払年金費用	752
その他	55
繰延税金負債合計	6,471
繰延税金負債の純額	684 百万円

#### (1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	11,963 円 17 銭
1株当たりの中間純利益金額	320 円 55 銭

## 第5期 中間決算公告

2025年12月22日

三重県四日市市西新地7番8号  
株式会社 三十三銀行  
取締役頭取 道廣剛太郎

中間連結貸借対照表（2025年9月30日現在）

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
( 資 産 の 部 )		( 負 債 の 部 )	
現 金 預 け 金	402,722	預 金	3,843,552
買 入 金 銭 債 権	1,386	譲 渡 性 預 金	102,100
商 品 有 価 証 券	54	債券貸借取引受入担保金	15,100
金 銭 の 信 託	273	借 用 金	309,038
有 価 証 券	976,775	そ の 他 負 債	48,420
貸 出 金	3,065,041	賞 与 引 当 金	1,035
外 国 為 替	5,571	退職給付に係る負債	129
そ の 他 資 産	77,464	役員退職慰労引当金	35
有 形 固 定 資 産	27,700	株式給付引当金	85
無 形 固 定 資 産	4,628	睡眠預金払戻損失引当金	124
退職給付に係る資産	5,403	偶発損失引当金	963
繰 延 税 金 資 産	439	繰 延 税 金 負 債	2,016
支 払 承 諾 見 返	12,397	再評価に係る繰延税金負債	1,435
貸 倒 引 当 金	△ 19,362	支 払 承 諮	12,397
		負 債 の 部 合 計	4,336,435
		( 純 資 産 の 部 )	
		資 本 金	37,461
		資 本 剰 余 金	29,958
		利 益 剰 余 金	137,028
		株 主 資 本 合 計	204,447
		その他の有価証券評価差額金	16,828
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 3
		土 地 再 評 価 差 額 金	1,131
		退職給付に係る調整累計額	1,618
		その他の包括利益累計額合計	19,575
		非 支 配 株 主 持 分	39
		純 資 産 の 部 合 計	224,062
資 産 の 部 合 計	4,560,497	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	4,560,497

## 中間連結損益計算書

( 2025年4月 1日から  
2025年9月30日まで )

(単位:百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	44,879
資 金 運 用 収 益	25,089
( う ち 貸 出 金 利 息 )	( 20,086 )
( う ち 有 価 証 券 利 息 配 当 金 )	( 4,036 )
役 務 取 引 等 収 益	7,437
そ の 他 業 務 収 益	858
そ の 他 経 常 収 益	11,494
経 常 費 用	37,018
資 金 調 達 費 用	4,368
( う ち 預 金 利 息 )	( 3,819 )
役 務 取 引 等 費 用	2,304
そ の 他 業 務 費 用	2,567
當 業 経 常 費 用	19,299
そ の 他 経 常 費 用	8,478
経 常 利 益	7,861
特 別 利 益	21
固 定 資 産 処 分 益	21
特 別 損 失	233
固 定 資 産 処 分 損	139
減 損 損 失	94
税 金 等 調 整 前 中 間 純 利 益	7,648
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,939
法 人 税 等 調 整 額	7
法 人 税 等 合 計	1,947
中 間 純 利 益	5,701
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 中 間 純 損 失	△ 0
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 中 間 純 利 益	5,701

## 連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

### 中間連結財務諸表の作成方針

#### (1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結される子会社及び子法人等 7社

株式会社三十三総研

三十三リース株式会社

株式会社三十三カード

第三カードサービス株式会社

三十三信用保証株式会社

三十三コンピューターサービス株式会社

三十三ビジネスサービス株式会社

(連結の範囲の変更)

三重リース株式会社は、2025年4月1日付で三十三リース株式会社を存続会社とする吸収合併により、当中間連結会計期間より連結の範囲から除外しております。

- ② 非連結の子会社及び子法人等 5社

さんぎん農業法人投資事業有限責任組合

さんぎん成長事業応援投資事業有限責任組合

エヌスリー投資事業有限責任組合

三十三事業承継1号投資事業有限責任組合

みえ事業承継応援2号投資事業有限責任組合

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ございません。

- ② 持分法適用の関連法人等

該当ございません。

- ③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等

5社

さんぎん農業法人投資事業有限責任組合

さんぎん成長事業応援投資事業有限責任組合

エヌスリー投資事業有限責任組合

三十三事業承継1号投資事業有限責任組合

みえ事業承継応援2号投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除

いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(4) 持分法非適用の関連法人等

該当ございません。

(3) 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。

9月末日 7社

(4) 開示対象特別目的会社に関する事項

該当ございません。

## 会計方針に関する事項

### (1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。

### (2) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

### (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

### (4) 固定資産の減価償却の方法

#### ① 有形固定資産

当行の有形固定資産は、定率法(ただし、1998年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 3年～50年

その他 3年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

#### ② 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間(主として5年～10年)に基づいて償却しております。

### (5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、資産の自己査定基準に基づき資産査定を実施し、判定した債務者区分と債権分類に応じて、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2022年4月14日)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の直近3算定期間における平均値に基づき予想損失率を求め、算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額に対して、今後の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の直近3算定期間とより長期の過去の一定期間における平均値に基づき予想損失率を求め、そのいずれか高い方を用いて算定しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

また、破綻懸念先及び貸出条件緩和債権を有する債務者等で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部店及び審査所管部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部が査定結果を監査しております。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(7) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

(8) 株式給付引当金の計上基準

株式給付引当金は、役員株式給付規程に基づく当行の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）及び執行役員への株式会社三十三フィナンシャルグループ普通株式の給付等に備えるため、当中間連結会計期間末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について、預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

(10) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度に基づく信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

(11) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

連結される子会社及び子法人等は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当中間連結会計期間末の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(12) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建の資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(13) 重要なヘッジ会計の方法

① 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

② 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建の金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

#### (14) 重要な収益及び費用の計上基準

約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

また、ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準については、リース料受取時に経常収益と経常費用を計上する方法によっております。

#### 注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の出資金総額（連結子会社及び連結子法人等の出資金を除く） 933 百万円
2. 無担保の消費貸借契約（株式貸借取引）により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の株式に合計 5 百万円含まれております。また、使用貸借又は賃貸借契約により貸し付けている有価証券はありません。
3. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。  
なお、債権は、中間連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるものであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	17,324 百万円
危険債権額	44,333 百万円
三月以上延滞債権額	209 百万円
貸出条件緩和債権額	3,826 百万円
合計額	65,694 百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができる可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄などの他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

4. 手形割引は、業種別委員会実務指針第 24 号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、2,354 百万円であります。
5. ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」（移管指針第 1 号 2024 年 7 月 1 日）に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間連結貸借対照表計上額は、2,000 百万円であります。

6. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	323, 929 百万円
------	--------------

担保資産に対応する債務

預 金	16, 153 百万円
-----	-------------

債券貸借取引受入担保金	15, 100 百万円
-------------	-------------

借用金	284, 700 百万円
-----	--------------

上記のほか、為替決済及び公金事務取扱等の取引の担保として、有価証券 35, 570 百万円及びその他資産 436 百万円を差し入れております。

非連結の子会社及び子法人等並びに関連法人等の借入金等の担保として、差し入れている有価証券はありません。

また、その他資産には、金融商品等差入担保金 845 百万円及び敷金・保証金 858 百万円が含まれております。

7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、531, 443 百万円であります。このうち原契約期間が 1 年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが 458, 060 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

8. 土地の再評価に関する法律（1998 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

1999 年 3 月 31 日

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 4 号に定める地価税法に基づいて、奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等合理的な調整を行って算出。

9. 有形固定資産の減価償却累計額 32, 873 百万円

10. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）による社債に対する保証債務の額は 35, 377 百万円であります。

11. 銀行法施行規則第 17 条の 5 第 1 項第 3 号ロに規定する連結自己資本比率（国内基準）は、8. 30% であります。

（中間連結損益計算書関係）

1. 「その他経常収益」には、株式等売却益 2, 922 百万円を含んでおります。

2. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額 751 百万円及び株式等売却損 195 百万円を含んでおります。

3. 中間包括利益 17, 351 百万円

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

2025年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（（注1）参照）。また、現金預け金、外国為替（資産）、債券貸借取引受入担保金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しており、中間連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目についても記載を省略しております。

（単位：百万円）

	中間連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
（1）有価証券 その他有価証券（＊1）	967, 585	967, 585	—
（2）貸出金 貸倒引当金（＊2）	3, 065, 041		
	△ 17, 379		
	3, 047, 662	3, 032, 707	△ 14, 954
資産計	4, 015, 247	4, 000, 293	△ 14, 954
（1）預金	3, 843, 552	3, 843, 240	△ 312
（2）譲渡性預金	102, 100	102, 100	—
（3）借用金	309, 038	308, 684	△ 354
負債計	4, 254, 691	4, 254, 024	△ 666
デリバティブ取引（＊3）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	4, 961	4, 961	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(4)	(4)	—
デリバティブ取引計	4, 956	4, 956	—

（＊1） その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

（＊2） 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（＊3） その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

（注1） 市場価格のない株式等及び組合出資金の中間連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区 分	中間連結貸借対照表計上額
非上場株式（＊1）	2, 208
非上場外国証券（＊1）	11
組合出資金（＊2）	6, 970

（＊1） 非上場株式及び非上場外国証券については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

（＊2） 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

## 2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

### (1) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価				合計
	レベル1	レベル2	レベル3		
有価証券					
その他有価証券					
国債・地方債	137,863	333,957	—		471,821
社債	—	129,363	34,836		164,200
株式	63,534	14,030	—		77,564
その他（＊）	6,673	243,339	—		250,013
デリバティブ取引					
金利関連	—	9,429	—		9,429
通貨関連	—	2,827	—		2,827
資産計	208,071	732,947	34,836		975,855
デリバティブ取引					
金利関連	—	6,554	—		6,554
通貨関連	—	745	—		745
負債計	—	7,300	—		7,300

(＊) 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含まれておりません。第24-9項の取扱いを適用した投資信託の中間連結貸借対照表計上額は3,986百万円であります。

### 第24-9項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表

(単位：百万円)

期首 残高	当期の損益又は その他の包括利益		購入、売却及び償還の純額	投資信託の基準価額を時価とみなすこととした額	投資信託の基準価額を時価とみなさないこととした額	期末 残高	当期の損益に計上した額のうち中間連結貸借対照表日において保有する投資信託の評価損益
	損益に 計上	その他の 包括利益 に計上					
3,948	—	37	—	—	—	3,986	—

(2) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
貸出金	—	—	3,032,707	3,032,707
資産計	—	—	3,032,707	3,032,707
預金	—	3,843,240	—	3,843,240
譲渡性預金	—	102,100	—	102,100
借用金	—	308,684	—	308,684
負債計	—	4,254,024	—	4,254,024

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

### 資 产

#### 有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

相場価格が入手できない場合には、取引金融機関から提示された価格によっており、観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合は、レベル2に分類しております。

私募債は、内部格付に基づく区分ごとに、キャッシュ・フローから、信用リスクを控除したもの市場金利で割り引くことにより時価を算出する方式にて現在価値を算出しており、レベル3に分類しております。ただし、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先の私募債等につきましては、貸出金と同様に、当該債券の帳簿価額から貸倒見積高を控除した金額をもって時価としております。

### 貸出金

貸出金のうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、キャッシュ・フローから、信用リスクを控除したもの（ただし、固定金利によるもののうち、住宅ローン等の消費者ローンについては、ローンの種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引く）を市場金利で割り引くことにより時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

当該時価は、レベル3の時価に分類しております。

## 負 債

### 預金及び譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金については、一定の種類及び期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いた割引現在価値により時価を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を基礎として用いております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

当該時価は、レベル2の時価に分類しております。

### 借用金

借用金のうち、約定期間が短期間（1年以内）のもの、又は変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行及び連結される子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。約定期間が長期間（1年超）で固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

当該時価は、レベル2の時価に分類しております。

### デリバティブ取引

デリバティブ取引については、店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて現在価値技法やブラック・ショールズ・モデル等の評価技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート、ボラティリティ等であります。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しており、金利スワップ取引、為替予約取引、通貨スワップ取引等が含まれます。

(注2) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報 (2025年9月30日)

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲	インプットの加重平均
有価証券				
その他有価証券				
社債	現在価値技法	倒産確率	0.0%–7.3%	1.4%
		倒産時の損失率	0.0%–100.0%	84.7%

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益 (2025年9月30日)

(単位：百万円)

	期首 残高	当期の損益又は その他の包括利益		購入、 売却、 発行及 び決済 の純額	レベル 3の時 価への 振替	レベル 3の時 価から の振替	期末 残高	当期の損益に計上 した額のうち中間 連結貸借対照表日 において保有する 金融資産及び金融 負債の評価損益
		損益に 計上 (*)	その他の 包括利益 に計上					
有価証券								
その他有価証券								
社債	34,914	39	91	△209	—	—	34,836	—

(\*) 中間連結損益計算書の「その他業務収益」に含まれております。

### (3) 時価の評価プロセスの説明

当行グループはミドル部門において時価の算定に関する手続を定めております。算定された時価は、独立した評価部門において、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しております。

時価の算定に当たっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

### (4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

#### 倒産確率

倒産確率は、倒産事象が発生する可能性を示しており、過去の取引先の倒産実績をもとに算定した推計値です。倒産確率の大幅な上昇（低下）は、時価の著しい下落（上昇）を生じさせます。

#### 倒産時の損失率

倒産時の損失率は、倒産時において発生すると見込まれる損失の、債券又は貸出金の残高合計に占める割合であります。倒産時の損失率の大幅な上昇（低下）は、時価の著しい下落（上昇）を生じさせます。

#### （有価証券関係）

##### 1. その他有価証券（2025年9月30日現在）

	種類	中間連結貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借 対照表計上額が 取得原価を超 えるもの	株式	76,058	18,499	57,559
	債券	7,156	7,135	21
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	7,156	7,135	21
	その他	61,352	57,501	3,851
	外国債券	15,504	15,426	77
	その他	45,848	42,074	3,773
	小計	144,567	83,136	61,431
中間連結貸借 対照表計上額が 取得原価を超 えないもの	株式	1,506	1,673	△ 166
	債券	628,864	660,658	△ 31,793
	国債	137,863	153,183	△ 15,320
	地方債	333,957	347,257	△ 13,300
	短期社債	—	—	—
	社債	157,043	160,216	△ 3,173
	その他	192,646	199,288	△ 6,641
	外国債券	153,693	157,334	△ 3,640
	その他	38,953	41,954	△ 3,001
	小計	823,017	861,620	△ 38,602
合 計		967,585	944,756	22,829

##### 2. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間連結会計期間に減損処理を行った有価証券はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、以下のとおりであります。

時価が取得原価に比べて、30%以上下落したものを「著しく下落した」とし、そのうち 50%以上下落したものは原則全額、30%以上 50%未満下落したものは、回復可能性があると認められるもの以外について減損処理を行っております。

(金銭の信託関係)

その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（2025年9月30日現在）

	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの (百万円)	うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの (百万円)
その他の金銭の信託	273	275	△ 1	—	△ 1

(注) 「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(賃貸等不動産関係)

賃貸等不動産につきましては、重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計
	銀行業	リース業	計		
役務取引等収益					
預金・貸出業務	3,144	—	3,144	1	3,146
為替業務	925	—	925	5	931
証券関連業務	1,049	—	1,049	—	1,049
保護預り・貸金庫業務	116	—	116	—	116
代理業務	1,317	—	1,317	—	1,317
その他	—	—	—	12	12
その他業務収益	38	—	38	—	38
その他経常収益	35	220	256	448	704
顧客との契約から生じる経常収益	6,629	220	6,849	468	7,317
上記以外の経常収益	29,466	7,960	37,427	250	37,678
外部顧客に対する経常収益	36,095	8,181	44,277	719	44,996

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメント等であり、クレジットカード業、信用保証業を含んでおります。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額 12,341 円 76 銭

1株当たりの親会社株主に帰属する中間純利益金額 314 円 12 銭

(企業結合等関係)

共通支配下の取引等

## 1. 企業結合の概要

### (1) 結合当事企業の名称及び事業の内容

(吸収合併存続会社)

名称 三十三リース株式会社

事業の内容 リース業務

(吸収合併消滅会社)

名称 三重リース株式会社

事業の内容 リース業務

### (2) 企業結合日

2025年4月1日

### (3) 企業結合の法的形式

三十三リース株式会社を吸収合併存続会社、三重リース株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併

### (4) 結合後企業の名称

三十三リース株式会社

### (5) その他取引の概要に関する事項

本件合併は、三十三リース株式会社と三重リース株式会社がこれまで培ってきた顧客基盤やノウハウの融合等を通じて収益機会の拡大を図るとともに、業務運営の効率化を進めることにより、更なる経営基盤の強化を図ることを目的としております。

## 2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日) 及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引等として処理しております。